

## 電話勧誘トラブルに「」注意！

消費生活センター ☎ 443・9078

### 事例

自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知つており、「昔の伝票を見てお電話しています。○○、○○○円の料金を特別に半額に値下げいたします。6日後に代引きで送ります。」と言わ

れ、妻は事情がわからず承知したという。

キャッシングしたいのに、業者と連絡が取れない。



### アドバイス

◇見知らぬ業者からの突然の電話には気を付けましょう。話を長引かせずに早く断り、電話を切りましょう。

◇断るときは「いません」「関心ありません」と大きな声ではつきりと伝えましょう。

◇電話で勧誘を受けて契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内ならばクーリング・オフができます。

◇家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。

少しでも不安に思つた時は、

消費生活センターへご相談ください。